

令和7年4月採用 新潟市会計年度任用職員
(パートタイム：マイナンバーカード業務)

採用試験案内

令和6年12月27日
新潟市 市民生活部 市民生活課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1
025-226-1013 (直通)

令和7年4月に採用するマイナンバーカード業務を行う会計年度任用職員(パートタイム)を募集します。

試験日：令和7年1月23日(木曜)
受付期間：令和6年12月27日(金曜)～令和7年1月14日(火曜) 正午必着

1 職種・採用予定人員等

職種	採用予定人員	主な業務内容	勤務地
マイナンバーカード業務 【内部処理】	3名程度	・マイナンバーカード関連内部処理業務 ・パソコンによる作業 (エクセルによるデータ集計等) ・書類整理、端末入力、電話対応等その他事務	新潟市役所 市民生活課
マイナンバーカード業務 【交付申請窓口】	2名程度	・マイナンバーカード関連窓口業務 ・パソコンによる作業 (エクセルによるデータ集計等) ・書類整理、端末入力、電話対応等その他事務	新潟市役所 本庁舎及び その周辺
マイナンバーカード業務 【出張申請】	3名程度	・マイナンバーカード出張申請関連業務 ・パソコンによる作業 (エクセルによるデータ集計等) ・書類整理、端末入力、電話対応等その他事務 ※出張申請…主に新潟市内の公共施設、高齢者・介護施設、商業施設等に出張し、申請受付を行います。	新潟市役所 本庁舎及び その周辺

2 受験資格

- ・一般的な事務の経験があること。
- ・パソコンのワード・エクセルの基本的操作ができること。
- ・【交付申請窓口のみ】 窓口業務・接客業務の経験が1年以上あること。
- ・【出張申請のみ】 普通自動車の運転ができること（AT限定可）。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日・試験会場・試験の方法

面接試験	試験日	令和7年1月23日（木曜） ※ 詳細は、郵送される受験票でご確認ください。
	試験会場	新潟市役所 市民生活部 市民生活課 ※ 6 ページ「試験会場周辺案内図」参照
	試験の方法	個別面接試験

4 合格者の発表

合格発表は次のとおり行います。

日時	方法	内容
令和7年1月27日 （月曜）	郵送による通知	受験者全員に合否の通知を郵送します。

合格発表日は、状況により変更する場合があります。

5 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※地方公務員法が適用されるため、採用はすべて条件付での採用となり、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に、初めて正式採用となります。

6 個人情報の開示について

この試験の不合格者は、試験の結果について次のとおり閲覧することができます。

閲覧を希望する場合は、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証又は健康保険被保険者証を必ず持参のうえ、直接閲覧場所へお越しください。なお、電話等では情報提供できません。

開示請求できる者	開示内容	開示場所
不合格者	試験の得点及び順位	新潟市役所 市民生活部 市民生活課

※合格発表日から3か月間以内に請求してください。

7 勤務条件等

報酬 ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。	<p>【内部処理】 月額 141,448 円～159,871 円（地域手当を含む）</p> <p>-----</p> <p>【交付申請窓口】 月額 145,071 円～164,650 円（地域手当を含む）</p> <p>-----</p> <p>【出張申請】 月額 141,448 円～159,871 円（地域手当を含む）</p>
（手当相当分）	<p>通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等</p> <p>※通勤手当は、通勤距離が片道2km以上の場合に支給対象となります。また、期末手当・勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給対象となります。</p>
一般的な勤務時間	<p>【内部処理】 月曜から金曜の午前9時から午後4時までの時間で、週あたり29時間の週5日勤務となります。休憩時間は60分です。業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります（1か月10時間程度）。</p> <p>【交付申請窓口】 土日・祝日を含む木曜から月曜の午前9時から午後5時15分までのシフト勤務で、週あたり29時間の週4日勤務となります。休憩時間は60分です。業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります（1か月10時間程度）。</p> <p>【出張申請】 土日・祝日を含む午前9時から午後4時までのシフト勤務で、週あたり29時間の週5日勤務となります。休憩時間は60分です。業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります（1か月10時間程度）。</p>
休日	<p>年末年始（12月29日～1月3日）は休日となります。</p>

休暇	【内部処理】 年次有給休暇 20 日、特別休暇（忌引等） 【交付申請窓口】 年次有給休暇 16 日、特別休暇（忌引等） 【出張申請】 年次有給休暇 20 日、特別休暇（忌引等）
社会保険	任用当初の勤務条件により、健康保険・厚生年金保険・雇用保険などに加入となり、保険料の負担が発生します。
公務災害	新潟市の条例による公務災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。 パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など） ・ 兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・ 兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合

8 受験手続

下記により手続きをしてください。申込方法は郵送または直接持参です。

提出書類	①受験申込書 ②受験票返送用の返信用封筒（長形 3 号の定型封筒） 110 円切手を貼り、受験される方のあて名を必ず記入してください。
申込方法	簡易書留や特定記録郵便等、確実な方法で郵送してください。 普通郵便により郵送した場合の事故については、責任を負いません。 封筒の表面に「会計年度任用職員受験申込書在中」と赤字で書き、裏面に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。
受付期間	令和6年12月27日(金曜)から令和7年1月14日(火曜)正午まで 【直接持参の場合】午前8時30分から午後4時15分まで ※年末年始休業(12月30日～1月3日)、土日祝日を除く。最終日は正午まで。
郵送先	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1 新潟市役所 市民生活部 市民生活課
受験票の交付	受験票は申込受付後、発送します。 ※試験日当日までに受験票が届かない場合は、来庁前に市民生活課(025-226-1013)にご連絡ください。

9 受験申込書記入上の注意

- (1) 申込書に事実と異なる記載をした場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 記載漏れがある場合、写真が貼られていない場合、返信用封筒が同封されていない場合は受け付けません。
- (3) 記載はすべて黒の消せないボールペン又は万年筆を用いてください。
- (4) 一度提出された申込書類の差し替え、修正はできません。また、提出された書類は返却しません。
- (5) 受験に際して取得した個人情報、採用試験以外には使用しません。

10 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験当日は、受験票に記載された時間までに試験会場においでください。
- (2) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。
- (3) 試験当日は、面接試験にふさわしい服装でお越しください。マスクの着用は任意です。
- (4) 駐車場の利用を希望する方は、市役所本館駐車場をご利用ください。
(民間運営のため有料です。)
- (5) 試験中は、スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチの使用は禁止します
(マナーモードや時計としての利用も不可)。試験中は電源をお切りください。
- (6) ごみは必ずお持ち帰りください。
- (7) 受験会場は敷地内禁煙です。
- (8) 試験中に災害等不測の事態が発生した場合は、職員の指示に従ってください。
- (9) 遅刻者は受験ができませんので、不測の事態に備えて時間に余裕を持って、お越しください。

《試験会場周辺案内図》

試験会場：新潟市役所 市民生活部 市民生活課
 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1 （市役所本館 1 階）



(参考) バス路線

発 車	行 先	下 車	下車徒歩
新 潟 駅	青山	市役所前	約 1 分
	西小針經由新潟大学	市役所前	約 1 分
	川端町經由新大病院前	市役所前	約 1 分

※バス路線は変更になる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。